

# 協働教育推進総合事業（みやぎの協働教育）

『学校・家庭・地域連携協力推進事業』【県内全市町村対象】  
文部科学省補助事業「学校を核とした地域力強化プラン」活用

## 【地域と学校の連携・協働体制構築事業】

### ◆ 地域学校協働本部の体制整備

#### ◎ 地域学校協働活動推進員の配置

（学校運営協議会委員を兼ねる）

- (1) 統括的なコーディネーターの配置
  - ・市町村における総合的なコーディネート
  - ・地域コーディネーターへの助言・支援
- (2) 地域コーディネーターの配置
  - ・事業の企画
  - ・学校と地域の連絡・調整
- (3) 「コミュニティ・スクール」との一体的推進

### ◆ 緩やかなネットワーク

学校（地域連携担当）

家庭・PTA

大学・企業・NPO等

<連携・協働・参画>

行政・関係機関

地域住民

各種団体

地域の  
多様な主体

### ◆ 地域学校協働活動の推進

「学校における働き方改革」を踏まえた活動

#### ◆ 学校支援活動

- ・学習支援
- ・環境整備
- ・登下校の見守り等

地域における学習支援・体験活動

#### ◆ 放課後子供教室・地域未来塾

- ・放課後や休日等の学習支援・体験活動等

#### ◆ 地域活動

- ・自然体験活動
- ・世代間及び親子交流活動
- ・地域づくり
- ・地域防災活動 等

## 【地域における家庭教育支援基盤構築事業】

### ◆ 家庭教育支援活動

- ・家庭教育支援チームの組織化
- ・子育てサポーター等地域人材の養成
- ・子育て講座等の開催
- ・親の学びの機会の提供など

復興庁「被災者支援総合交付金」の継続  
要望中

復興支援の「ために」から地域振興を「ともに」の視点でこれまでの取組を見直し、これからの活動を創意工夫し、元気なまち（地域）をみんなで築く

○補助金を頼らず、継続して活動ができる体制を3年間で構築

地域における学習支援・体験活動

#### ◆ 放課後子供教室・地域未来塾

- ・放課後や休日等の学習支援・体験活動等

## 市町村の地域学校協働活動・家庭教育支援活動の推進を下支えする県事業

協働教育  
基盤形成事業

協働教育  
普及・振興事業

放課後子ども総合  
プラン推進事業

教育応援団事業  
（個人・企業・団体等）

青少年と地域をつなぐ  
体験推進事業

みやぎらしい家庭教育  
支援事業

◆事業の評価・検証

◆情報収集・情報発信

◆放課後子供教室の拡充

◆教育応援団の認証・登録

◆防災学習「防災キャンプ」

◆各種研修会による人材養成

◆各種研修会による人材養成

◆協働教育功績者（団体）表彰

◆放課後児童クラブとの連携

◆教育応援団の活用促進

◆地域学習「地域づくり参画」

◆家庭教育支援チームの派遣

## 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（学校を核とした地域力強化プラン）

20文科生第8117号  
平成21年3月31日  
文部科学大臣決定  
最終改正令和2年3月31日

（通則）

第1条 学校を核とした地域力強化プランに係る学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

## 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）

平成27年3月31日  
一部変更：令和2年3月31日  
総合教育政策局長・初等中等教育局長決定

（通則）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1 事業の目的

少子高齢化の進展、人口減少が進む地域において、学級規模の小規模化などによる教育上の課題や、学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題について、地域人材による学校の教育活動の支援によって、その課題の緩和・解消や、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図っていく必要がある。本事業は、地域活性化のための仕組みづくりや、地域の活性化に直結する施策を有機的に組み合わせて、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すものである。

### 2 事業の内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）は、次により実施する教育支援活動等とする。

#### （1）学校を核とした地域力強化プラン（都道府県対象）

都道府県が主体となって、以下の取組のうち1つ、又は複数を経有機的に組み合わせて、事業を実施する。

- |                                   |   |              |
|-----------------------------------|---|--------------|
| ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組          | ← | 県事業（生涯学習課）   |
| ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組              | ← |              |
| ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組        | ← | 県事業（スポーツ健康課） |
| ④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組     |   |              |
| ⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組           |   |              |
| ⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組 |   |              |
| ⑦ 地域と連携した学校保健の推進に資する取組            |   |              |

## 地域と学校の連携・協働体制構築事業

### 1 事業の目的

未来を担う子供たちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、・・・

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下、同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。なお、本事業を実施するにあたり、各実施主体は以下（1）～（2）を満たすことを要件とする。

- （1）都道府県等並びに市町村において、以下の①～③のいずれかにより地教法に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
  - ① 都道府県等並びに市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。
  - ② 都道府県等並びに市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、または導入に向けた検討を行う会議等を設置していること。
  - ③ 事業を実施する当該年度において、所管の学校へのコミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行うための会議等を設置すること。
- （2）地域学校協働活動推進員等を配置すること  
都道府県等並びに市町村は、3-（2）及び3-（3）に示す活動を実施する場合には、域内の地域学校協働活動の総合的な調整を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下、「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

### 3 事業の内容

#### （1）地域と学校の連携・協働体制の構築等

##### ① 推進委員会の設置等

都道府県等においては、域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの総合的な推進を図る。なお、事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携を図りながら実施するよう努めることとする。

##### ア 推進委員会の設置

（ア）都道府県等は、域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

（イ）推進委員会では、地域学校協働活動の実施方針やコミュニティ・スクールの導入方針、安全管理方針、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

（ウ）推進委員の選定に当たっては、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

## 放課後子ども総合プラン推進委員会

### 「宮城県放課後子ども総合プラン推進委員会」設置要綱

#### (設置)

第1 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことのできるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備により、放課後子ども総合プランの円滑な取組促進が図られるよう、県内における放課後対策の総合的な在り方について検討を行うため、「宮城県放課後子ども総合プラン推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2 推進委員会は、県内の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に関する次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 実施方針及び安全管理方針に関すること。
- (2) 人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実に関すること。
- (3) 広報活動方針に関すること。
- (4) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策に関すること。
- (5) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

#### (組織等)

第3 推進委員会は、別表に掲げる者のうちから、教育長及び保健福祉部長が委嘱又は任命する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、推進委員会を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱又は任命した年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会 議)

第5 推進委員会は、委員長が招集する。

#### (庶 務)

第6 推進委員会の庶務は、教育庁生涯学習課及び保健福祉部子育て社会推進室において処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第5の規定にかかわらず、教育長及び保健福祉部長が招集する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

#### 別 表

所 属	人 数	所 属	人 数
PTA関係者	1人	学校関係者	1人
児童福祉関係者	1人	放課後児童クラブ関係者	1人
社会教育関係者	1人	放課後子ども教室関係者	1人
家庭教育関係者	1人	行政関係者	3人
学識経験者	2人		

## 宮城県地域学校協働活動評価・検証会

### 宮城県地域学校協働活動評価・検証会設置要綱

#### (設置)

第1 地域学校協働活動等の地域と学校が連携・協力した活動を推進する県事業（以下「事業」という。）について評価・検証するとともに、幅広い見地から総合的な在り方等の意見を求めることを目的として、「宮城県地域学校協働活動評価・検証会」（以下「評価・検証会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2 評価・検証会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 事業の効果的な推進方策や事業の実施内容に関すること。
- (2) 事業の進捗状況と目標の達成状況を踏まえた事業の評価・検証に関すること。
- (3) 今後の事業の在り方に関すること。
- (4) その他地域学校協働活動を進める上で必要と認められる事項に関すること。

#### (構成)

第3 評価・検証会は、別表に定める者（以下「構成員」という。）で構成する。

#### (座長及び副座長)

第4 評価・検証会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、評価・検証会の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

#### (会議)

第5 評価・検証会は、生涯学習課長（以下「課長」という。）が招集する。

- 2 課長は、必要があると認めるときは、評価・検証会に構成員以外の者を出席させることができる。

#### (庶務)

第6 評価・検証会の庶務は、生涯学習課において処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、評価・検証会の運営に関し必要な事項は、課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別 表

区 分	人数
学識経験者	2人
事業関係者	2人
学校関係者	1人

# 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

## (放課後子供教室・地域未来塾)

(前年度予算額 5,924百万円)

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額(案) 6,737百万円)



文部科学省

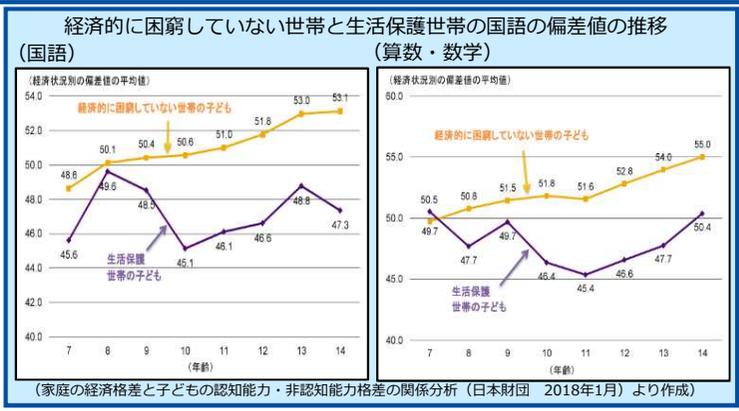
### 趣旨・目的

全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

### 現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景 (SES) と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能



### 【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- ・ 予習・復習、補充学習・ICT (学習アプリ等) を活用した学習
- ・ 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・ 大学生等による進路相談
- ・ 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助



### 地域学校協働活動\*

## 地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

地域学校協働活動推進員  
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働



学習支援員・協働活動支援員等  
(学習支援等の実施、サポート)

参画

退職教員、大学生、地域の高齢者、民間教育事業者等の  
様々な地域人材

\*地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

# 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）（抜粋）

## 第3 子供の貧困に関する指標

### 1 教育の支援

#### （7）地域における学習支援等

##### （地域学校協働活動における学習支援等）

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待される所であり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

# 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

## 施策の具体的内容

### I 重点課題

#### 1. 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

##### I-1（3）男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

##### （放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施）

##### ○「新・放課後子ども総合プラン」の実施

### 施策に関する数値目標

#### 【項目】新・放課後子ども総合プラン

（一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備）

【目標】1万カ所以上で一体型の実施を目指す（2023年度末）

※うち、放課後子供教室は全小学校区での実施を目指す（2023年度末）

### II ライフステージの各段階における施策

#### 4. 子育て

##### II-4（9）子供が健康で、安全かつ安心して育つ環境の整備

##### （子供の健やかな育ち）

##### ○地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一体的な推進による地域と学校の連携・協働を進め、地域ぐるみで子供たちを健やかにはぐくむ体制を構築する。

### 施策に関する数値目標

#### 【項目】地域ぐるみで子供の教育に取り組む体制の構築

うち、地域と学校が連携・協働する体制の構築

【目標】全ての小中学校区において地域学校協働活動を推進（2022年度）

全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを導入（2022年度）